解散公告（第一回）

当法人は、平成二十三年十一月二十五日開催の定時総会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年一月十七日

岐阜県飛騨市古川町金森町一〇番三号

社団法人吉城経営者協会

清算人　井端　清秀

解散公告（第一回）

当組合は、平成二十三年十二月二十日広島市長の認可により解散したので、当組合に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年一月十七日

広島市西区新庄町一七番一号

広島市新庄土地区画整理組合

代表清算人　古屋　正記

解散公告（第一回）

当法人は、平成二十三年十一月二十八日開催の社員総会の決議により平成二十三年十一月三十日をもって解散したので、当社に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年一月十七日

高知県土佐清水市寿町一一番一号

特定非営利活動法人ＮＰＯとさしみず

清算人　中嶋　準

解散公告（第一回）

当法人は、平成二十四年一月一日存続期間の満了により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年一月十七日

群馬県前橋市元総社町三三五番地八

財団法人群馬県自治協会

清算人　岩崎　謙二

解散公告（第二回）

当法人は、平成二十三年十一月二十八日開催の臨時社員総会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十四年一月十六日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年一月十七日

東京都墨田区押上三丁目三〇番一〇山崎ビル三階

特定非営利活動法人日本環境・防災社会システム推進機構　清算人　佐藤　正人

解散公告（第二回）

当法人は、平成二十三年四月八日開催の臨時社員総会の決議並びに島根県知事の認可により、平成二十三年十二月二日をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十四年一月十日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年一月十七日

島根県出雲市斐川町原鹿四七〇番地

医療法人社団黒目医院

清算人　黒目　訓子

解散公告（第二回）

当法人は、平成二十三年十一月九日開催の臨時社員総会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十四年一月十六日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年一月十七日

広島市安佐南区西原九丁目六番二七号

特定非営利活動法人農業戦隊コットンレンジャイ

清算人　石橋林太郎

解散公告（第二回）

当土地改良区は、平成二十三年十二月十三日高知県知事の認可により解散したので、当土地改良区に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十四年一月十日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年一月十七日

高知県安芸郡東洋町野根丙一三〇六番地

清算法人東洋町野根土地改良区

代表清算人　百々　範昌

解散公告（第三回）

当法人は、平成二十三年十二月二十七日開催の社員総会の決議により平成二十三年十二月二十八日をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十四年一月十一日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年一月十七日

岡山市北区丸の内二丁目一番三号

社団法人岡山県電気通信基盤整備協会

清算人　島田　博

解散公告（第三回）

当土地改良区は、平成二十三年十二月二十日高知県知事の認可により解散したので、当土地改良区に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十四年一月十三日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年一月十七日

高知県高知市春野町東諸木三四四一番地一

清算法人春野町東部土地改良区

清算人代表　堀内　義弘

配当公告

東京都品川区東五反田五丁目二三番四号

破産者　株式会社ワールドオーシャンファーム

右の者に対する東京地方裁判所平成二十年（フ）第五一六〇号破産事件の最後配当を行うので、次のように公告する。

一、配当に加えるべき債権の総額

金二二、八五四、六三三、八七七円

一、配当することのできる金額

金一、五〇六、五四一、一五八円

平成二十四年一月十七日

東京都港区西新橋一丁目五番一二号佐野ビルディング六階株式会社ワールドオーシャンファーム破産管財人室

破産管財人　内田　実

平成二十四年一月十七日

東京都港区芝浦二丁目四番六号

破産者　ワールドオーシャン基金株式会社

右の者に対する東京地方裁判所平成二十年（フ）第五一六一号破産事件の最後配当を行うので、次のように公告する。

一、配当に加えるべき債権の総額

金二二、八四一、五四一、二二五円

一、配当することのできる金額

金五、五八六、二八〇円

平成二十四年一月十七日

東京都港区西新橋一丁目五番一二号佐野ビルディング六階ワールドオーシャン基金株式会社破産管財人室

破産管財人　内田　実

配当公告

栃木県小山市駅南町四丁目二五―七―一〇二

破産者　黒岩　勇

右の者に対する東京地方裁判所平成二十年（フ）第五一六二号破産事件の最後配当を行うので、次のように公告する。

一、配当に加えるべき債権の総額

金二二、八四四、五六二、七二〇円

一、配当することのできる金額

金四二三、六二七、四六二円

平成二十四年一月十七日

東京都港区西新橋一丁目五番一二号佐野ビルディング六階黒岩勇破産管財人室

破産管財人　内田　実

配当公告

東京都台東区東上野一丁目一三番二号

破産者　ワールドオーシャン開発株式会社

右の者に対する東京地方裁判所平成二十年（フ）第二一〇三〇号破産事件の最後配当を行うので、次のように公告する。

一、配当に加えるべき債権の総額

金二二、八五六、八六六、五七四円

一、配当することのできる金額

金二、九一〇、〇五九円

平成二十四年一月十七日

東京都港区西新橋一丁目五番一二号佐野ビルディング六階ワールドオーシャン開発株式会社破産管財人室

破産管財人　内田　実